

2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別人員及び所得金額等

区分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 千円	
	主たるもの	従たるもの	人 外	人 外		
事業所得	420,978	31,550	71,705	33,311,248	1,792,345,318	145,319,896
利子所得	235	-	2,963	-	2,549,299	87,749
配当所得	1,734	-	83,533	-	158,522,967	9,928,157
不動産所得	351,155	15,441	369,632	11,863,991	2,487,014,464	294,455,407
給与所得	689,178	-	221,365	-	5,293,698,187	224,948,446
総合譲渡所得	688	6,227	3,375	10,731,374	16,262,737	1,079,968
一時所得	14,682	-	84,878	-	112,524,483	5,583,791
雑所得	269,332	-	380,023	-	966,913,076	17,318,762
(損益通算による差額分)	-	-	-	53,455,301	16,006,842	-
合 計	1,747,982	53,218	1,217,474	109,361,914	10,845,837,374	698,722,176
分離短期譲渡所得	370	366	1,248	-	8,478,929	1,591,390
分離長期譲渡所得	39,787	991	11,832	-	958,879,496	173,476,351
株式等の譲渡所得等	2,594	-	5,587	-	145,969,712	25,740,766
山林所得	36	4	168	-	421,232	20,459
退職所得	1,077	-	3,095	-	29,018,640	1,406,082
総 計	1,791,846	54,579	1,239,404	109,361,914	11,988,605,381	900,957,224

調査対象：平成14年分について、平成15年3月31日までの申告又は更正・決定により納税額があるもの

(注) 1 「主たるもの」と「従たるもの」との区分は、1人で2種類以上の所得があるものについて、その所得金額が最も大きいものを「主たるもの」とし、その他のものはすべて「従たるもの」とした。

2 外書は、損失額があるものの人員及び金額を示す。

(2) 所得種別（主たるもの）人員の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分
	人	人	人	人	人
事業所得	384,367	471,590	461,741	439,009	420,978
利子所得	200	206	246	211	235
配当所得	2,122	1,950	2,092	1,953	1,734
不動産所得	291,301	336,202	340,598	344,316	351,155
給与所得	702,668	699,546	698,744	701,005	689,178
総合譲渡所得	1,220	1,135	995	947	688
一時所得	13,528	13,856	9,817	11,595	14,682
雑所得	175,458	268,453	268,995	268,526	269,332
合 計	1,570,864	1,792,938	1,783,228	1,767,562	1,747,982
分離短期譲渡所得	316	418	415	420	370
分離長期譲渡所得	43,957	45,249	47,059	42,851	39,787
株式等の譲渡所得等	2,161	3,800	3,601	2,937	2,594
山林所得	72	73	66	45	36
退職所得	370	926	889	1,003	1,077
総 計	1,617,740	1,843,404	1,835,258	1,814,818	1,791,846

調査対象：各年分とも翌年3月31日までの申告又は更正・決定により納税額があるもの

(3) 所得種類別所得金額の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分
	千円	千円	千円	千円	千円
事業所得	1,825,755,437	1,915,847,292	1,938,868,608	1,887,452,383	1,792,345,318
利子所得	2,677,791	2,815,993	2,976,252	2,810,839	2,549,299
配当所得	142,071,834	144,173,466	155,636,554	166,914,724	158,522,967
不動産所得	2,311,980,323	2,389,885,944	2,429,832,282	2,451,066,337	2,487,014,464
給与所得	5,620,940,630	5,248,134,687	5,473,720,398	6,329,930,415	5,293,698,187
総合譲渡所得	43,936,898	28,091,958	27,216,064	24,489,762	16,262,737
一時所得	120,214,133	101,214,960	87,160,269	462,907,054	112,524,483
雑所得	806,555,760	963,025,509	971,326,648	975,527,237	966,913,076
(損益通算による差額分)	19,189,407	13,214,815	12,130,680	18,308,173	16,006,842
合 計	10,893,232,213	10,806,404,624	11,098,867,755	12,319,406,925	10,845,837,374
分離短期譲渡所得	4,900,059	7,252,421	6,646,662	7,748,755	8,478,929
分離長期譲渡所得	1,232,125,224	1,174,237,811	1,226,187,512	1,112,889,225	958,879,496
株式等の譲渡所得等	156,690,614	269,432,355	291,127,535	222,316,604	145,969,712
山林所得	1,105,259	1,030,762	1,047,430	536,395	421,232
退職所得	10,792,789	24,865,503	25,359,822	28,147,974	29,018,640
総 計	12,298,846,159	12,283,223,475	12,649,236,716	13,691,045,877	11,988,605,381

調査対象：各年分とも翌年3月31日までの申告又は更正・決定により納税額があるもの

(4) 業種別人員及び所得金額等

区分	人 員			所 得 金 額		申告納税額 千円
	主たるもの	従たるもの		千円		
	人	外	人	人	外	千円
営業等所得						
畜産、水産業	1,572		92	339		288,445
医療保健業	24,780		543	2,330		58,495,374
弁護士、税理士、建築士等	10,647		871	2,907		18,231,232
その他の庶業	71,311	2,417		11,915		20,973,902
各種商品小売業	190		18	23		48,999
飲食料品小売業	11,215	1,543		2,697		1,800,636
繊維、見まわり品小売業	3,224	490		610		361,402
家具小売業	175	24		23		27,198
雑貨類、日用品類小売業	6,972	938		1,370		2,846,370
機械器具小売業	3,791	212		471		493,749
その他の小売業	6,998	945		3,105		1,225,783
料理飲食業	40,502	2,190		3,816		4,221,995
卸売業	8,089	475		956		1,938,695
製造小売業	6,313	382		745		953,275
製造卸売業	7,667	373		810		1,260,273
受託加工業	15,954	371		1,227		1,988,201
修理業	8,718	200		537		1,260,151
サービス業	41,597	1,732		4,742		5,914,716
建設業	88,234	1,070		3,747		13,854,950
その他の営業	51,807	1,704		8,504		7,713,693
合計	409,756	16,590		50,874		143,899,040

- 用語の説明：1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれている。
 2 「その他の営業」には、道路運送業、水運業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれている。
 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれている。
 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師（はり師、きゅう師、あんま、指圧師等）、獣医、助産婦、歯科技工士等が含まれている。
 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁護士、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等が含まれている。
 6 「その他の庶業」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交員、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、芸者、ホステス、易者、水先人等が含まれている。

(注) この表は、「(I) 所得種類別人員及び所得金額等」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。